

第3章 計画の基本的方向

第1節 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、介護保険法第117条第2項第1号の規定により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護保険サービス事業所の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定めることとなっています。

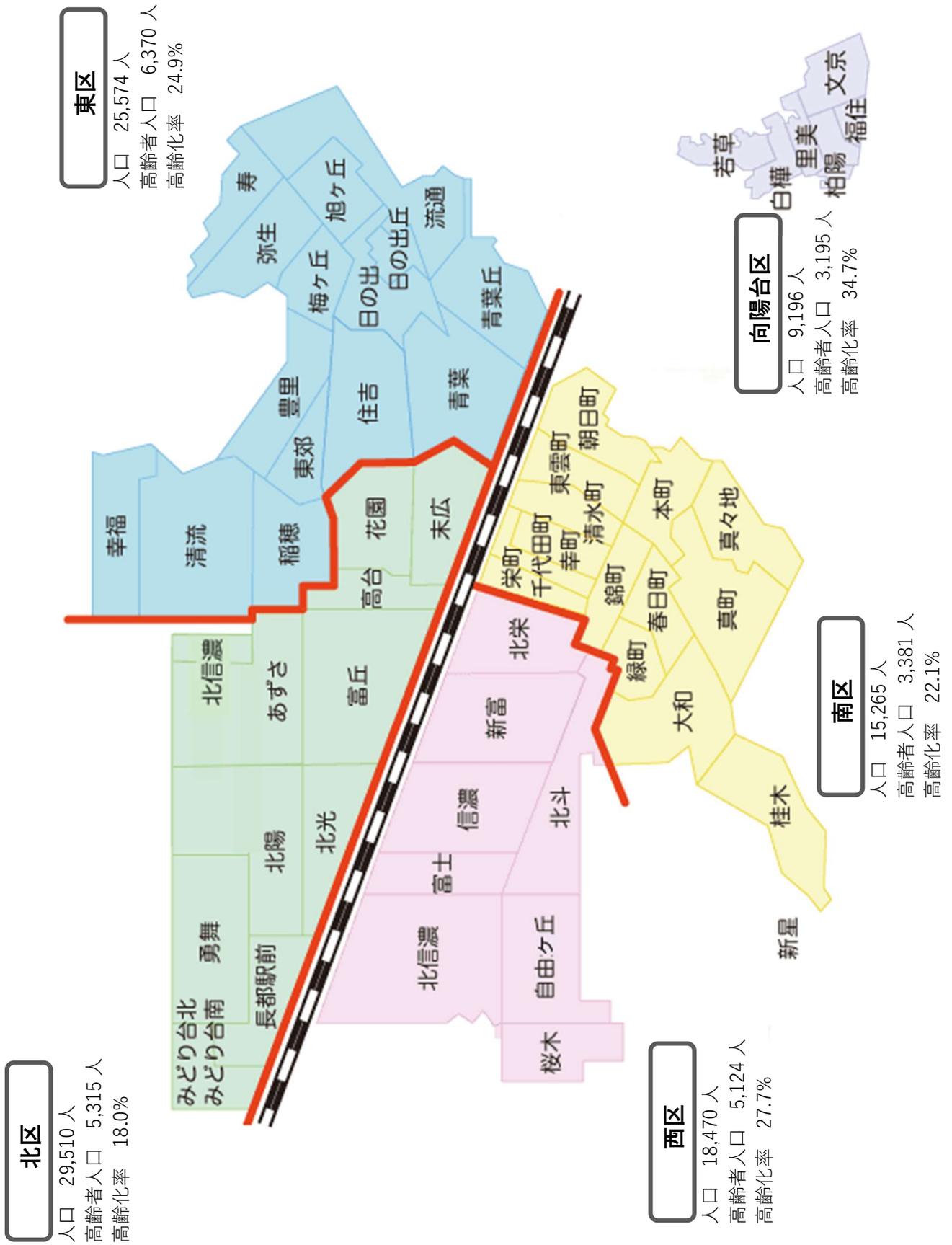
本市の日常生活圏域は、西区・東区・北区・南区・向陽台区の5圏域に区分しています。

図表 3-1-1 日常生活圏域の人口

圏域名	町名	総人口	高齢者人口	高齢化率
西区	北栄、新富、信濃、北斗、富士、北信濃、自由ヶ丘、桜木、上長都	18,470人	5,124人	27.7%
東区	流通、旭ヶ丘、日の出、青葉、住吉、東郊、稲穂、幸福、柏台南、梅ヶ丘、弥生、寿、豊里、清流、青葉丘、日の出丘、柏台、駒里、祝梅、美々、中央、泉郷、幌加、協和、新川、東丘、根志越	25,574人	6,370人	24.9%
北区	あずさ、北陽、長都駅前、北光、富丘、末広、花園、高台、勇舞、みどり台北、みどり台南、北信濃、上長都、都、長都、釜加	29,510人	5,315人	18.0%
南区	本町、東雲町、朝日町、清水町、幸町、千代田町、栄町、錦町、春日町、緑町、真々地、大和、桂木、新星、真町、平和、蘭越、藤の沢、美笛、支笏湖温泉、幌美内、モラップ、支寒内、奥潭、水明郷、西森、紋別	15,265人	3,381人	22.1%
向陽台区	若草、白樺、里美、文京、柏陽、福住、泉沢	9,196人	3,195人	34.7%
千歳市全体		98,015人	23,385人	23.9%

※住民基本台帳（令和5年10月1日）

図表 3-1-2 千歳市の日常生活圏域図



日常生活圏域別の介護保険サービス事業所数は、下表のとおりとなっています。

事業所の設置は介護保険法の規定に基づき、原則として事業者の申請により訪問介護から介護老人保健施設までの事業所（施設）は北海道が、居宅介護支援、介護予防支援、地域密着型サービスとなる定期巡回・随時対応型訪問介護看護から看護小規模多機能型居宅介護までの事業所（施設）、介護予防・日常生活支援総合事業となる訪問型サービスA及び通所型サービスAの事業所は本市が指定することとなっています。

図表 3-1-3 日常生活圏域別の介護保険サービス事業所数

事業所の種類	西区	東区	北区	南区	向陽台区	計
居宅介護支援	1	4	6	5	2	18
訪問介護	4	6	7	4	2	23
訪問入浴介護	1	-	-	1	-	2
訪問看護	2	3	4	4	2	15
訪問リハビリテーション	-	2	1	2	-	5
通所介護（デイサービス）	1	1	1	5	-	8
通所リハビリテーション（デイケア）	-	2	1	2	-	5
短期入所生活介護（ショートステイ）	-	-	1	3	-	4
短期入所療養介護（ショートステイ）	-	1	-	1	-	2
特定施設入居者生活介護	-	-	-	2	-	2
居宅療養管理指導	-	1	-	1	-	2
予防居宅療養管理指導	-	-	-	1	-	1
福祉用具貸与	-	2	-	1	1	4
特定福祉用具販売	-	2	-	1	1	4
指定介護老人福祉施設	-	-	1	1	-	2
介護老人保健施設	-	1	-	1	-	2
介護予防支援	1	1	1	1	1	5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	1	-	1	2
地域密着型通所介護	3	2	3	1	3	12
認知症対応型通所介護	-	-	1	1	-	2
小規模多機能型居宅介護	1	1	2	3	-	7
認知症対応型共同生活介護	3	3	6	2	3	17
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-	2	-	2
看護小規模多機能型居宅介護	-	2	-	1	-	3
訪問型サービスA	-	-	-	-	1	1
通所型サービスA	-	-	-	-	1	1
圏域別事業所総計	17	34	36	46	18	151

※令和5年10月1日現在

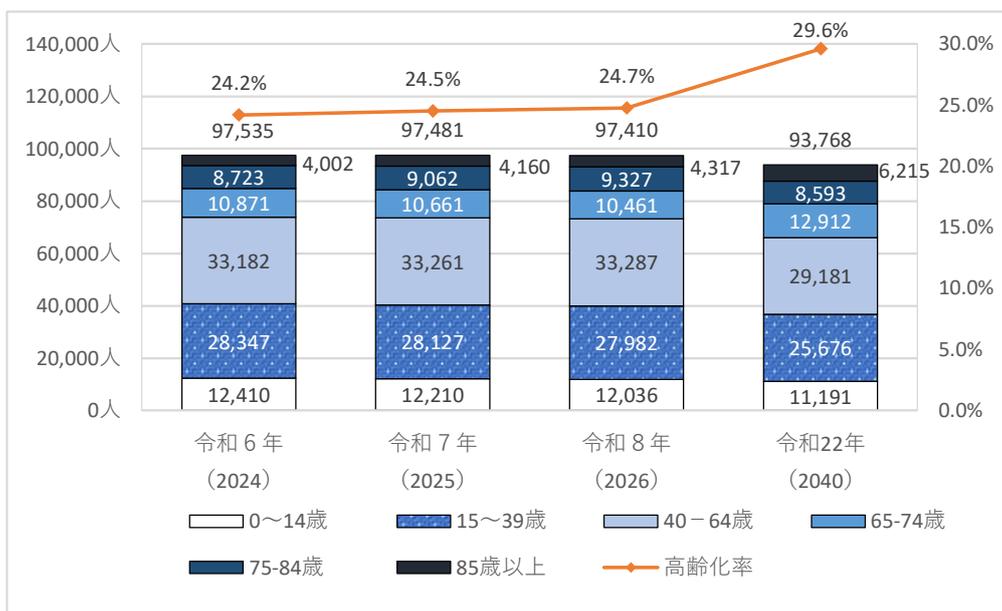
第2節 千歳市の将来像

1 高齢者人口の推計

将来人口推計は、令和6（2024）年の65歳～74歳（前期高齢者）の人口は10,871人、令和7（2025）年の65歳～74歳（前期高齢者）の人口は10,661人、令和8（2026）年の65歳～74歳（前期高齢者）の人口は10,461人と予想されています。

令和22（2040）年には、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢化率（総人口に対する65歳以上の高齢者の割合）が29.6%と高くなると予想されます。

図表 3-2-1 高齢者人口の推計



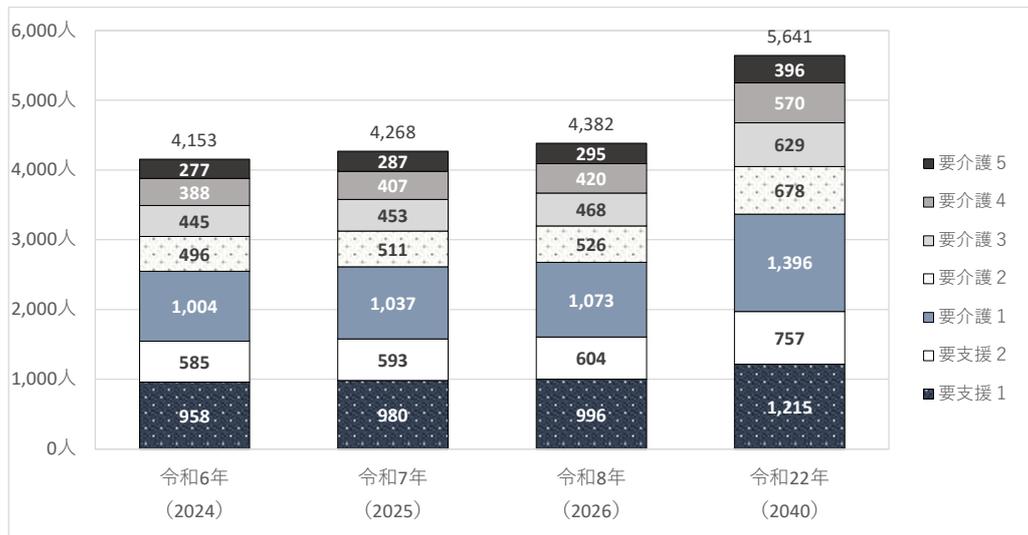
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和22年 (2040)
総人口	97,535	97,481	97,410	93,768
40-64歳	33,182	33,261	33,287	29,181
65歳以上	23,596	23,883	24,105	27,720
前期高齢者 (65-74歳)	10,871	10,661	10,461	12,912
後期高齢者 (75歳以上)	12,725	13,222	13,644	14,808
75-84歳	8,723	9,062	9,327	8,593
85歳以上	4,002	4,160	4,317	6,215
高齢化率	24.2%	24.5%	24.7%	29.6%
前期高齢者高齢化率	11.1%	10.9%	10.7%	13.8%
後期高齢者高齢化率	13.0%	13.6%	14.0%	15.8%

※「千歳市人口ビジョン令和2年3月」による推計値です。

2 要支援・要介護認定者の推計

第1号被保険者のうち、要支援・要介護の認定者数の推計は、令和6（2024）年が4,153人、令和7（2025）年が4,268人、令和8（2026）年が4,382人となっています。令和22（2040）年には5,641人と5,000人を超える予想となっています。

図表 3-2-2 要支援・要介護者の推計（第2号被保険者を除く）



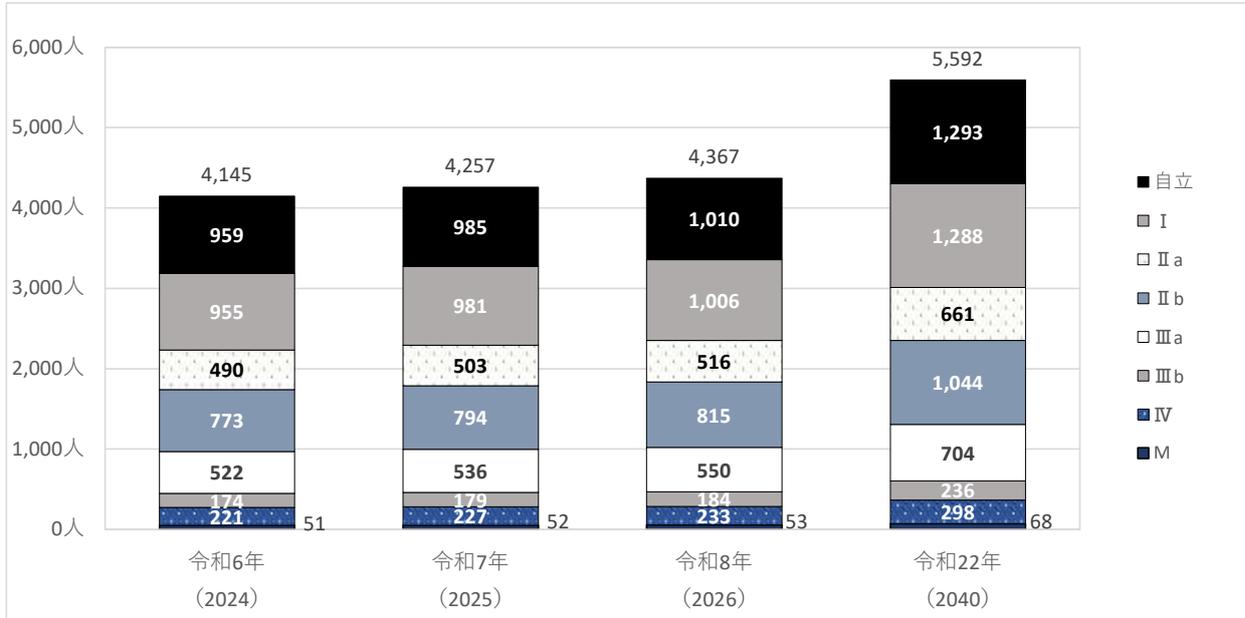
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和22年 (2040)
総数	4,226	4,341	4,455	5,705
第1号被保険者認定者数	4,153	4,268	4,382	5,641
要支援1	958	980	996	1,215
要支援2	585	593	604	757
要介護1	1,004	1,037	1,073	1,396
要介護2	496	511	526	678
要介護3	445	453	468	629
要介護4	388	407	420	570
要介護5	277	287	295	396
第2号被保険者認定者数	73	73	73	64

※国の地域包括ケア「見える化」システムより算出した推計値です。

3 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の推計

認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の推計は、令和6（2024）年が4,145人、令和7（2025）年が4,257人、令和8（2026）年が4,367人、令和22（2040）年には5,592人と予想されます。

図表 3-2-3 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準の推計



	令和6年 (2024)			令和7年 (2025)			令和8年 (2026)		
	1号被保険者	2号被保険者	計	1号被保険者	2号被保険者	計	1号被保険者	2号被保険者	計
認定者数（転入等除く）	4,053	92	4,145	4,164	93	4,257	4,273	94	4,367
自立	907	52	959	932	53	985	956	54	1,010
I	944	11	955	970	11	981	995	11	1,006
II a	486	4	490	499	4	503	512	4	516
II b	763	10	773	784	10	794	805	10	815
III a	515	7	522	529	7	536	543	7	550
III b	171	3	174	176	3	179	181	3	184
IV	216	5	221	222	5	227	228	5	233
M	51	0	51	52	0	52	53	0	53
	令和22年 (2040)								
	1号被保険者	2号被保険者	計						
認定者数（転入等除く）	5,472	120	5,592						
自立	1,224	69	1,293						
I	1,274	14	1,288						
II a	656	5	661						
II b	1,031	13	1,044						
III a	695	9	704						
III b	232	4	236						
IV	292	6	298						
M	68	0	68						

※国の地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能にて算出した要支援・要介護者推計値の伸び率から算出した推計値です。

第3節 基本的な考え方

1 基本理念

いくつになっても自分らしく、
元気で住み慣れた地域で支え合い、
安心して暮らし続けることができる地域社会の実現

本計画期間中に団塊の世代が全員 75 歳以上となる令和 7（2025）年を迎えるなど、超高齢化社会が進む中、人々のライフスタイルや生活意識、ニーズ等が更に多様化することが予測されます。それぞれの人々が、豊富な経験や知識、特技等を地域社会に生かすことができる環境づくりとともに、「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活の支援を推進していく必要があります。

一方で、医療・介護双方のニーズを有する要介護高齢者等が増加する中で、あらゆる市民が、可能な限り住み慣れた地域で個人の尊厳やその人らしい生き方が尊重され、自立し安心して生活していくことができるよう、介護事業者間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための基盤を整備し、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向け、着実に計画を推進していく必要があります。

これらの本市の状況や国の介護保険制度改正、千歳市第 7 期総合計画や関連計画等を踏まえ、本計画では、第 8 期計画に引き続き「いくつになっても自分らしく、元気で住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現」を基本理念とします。

2 政策目標

本計画の基本理念である「いくつになっても自分らしく、元気で住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らし続けることができる地域社会の実現」を目指し、3つの政策目標を設定します。

政策目標 1

生きがいを持って生活できるまちづくり

「団塊の世代」が後期高齢者となる令和 7（2025）年を迎え、「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となる令和 22（2040）年に向け、高齢者が地域で活躍できる場の充実を図り、地域活動の担い手となることで、生きがいづくりや仲間づくりなどの心身ともに元気に過ごすことのできる地域づくりが重要です。これまで培ってきた豊富な知識や経験を生かして社会参加や社会貢献を行うことにより、地域を支える一員としての役割を感じながら、活躍することができる地域の実現を進めます。

政策目標 2

いきいきと元気に生活できるまちづくり

健康で活力に満ちた長寿社会を実現するためには、高齢者ができる限り健康でいきいきと生活を送ることができるよう、介護予防を推進することが必要です。

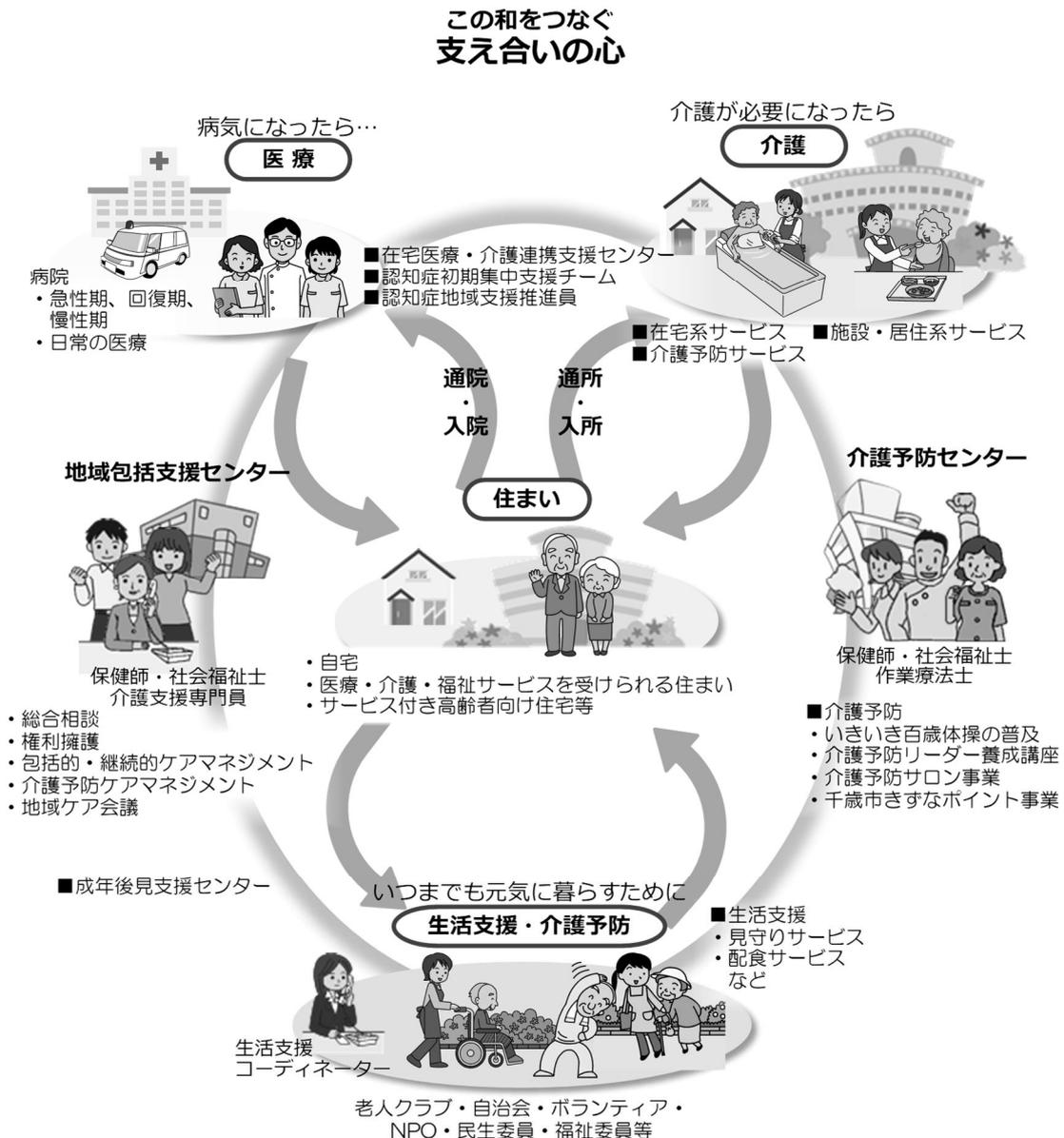
今後、高齢者がますます増加することが見込まれる中、健康寿命を延ばし、元気な高齢者を増やすため、介護予防事業を積極的に展開するとともに、介護予防の取組が地域で自主的に行われるよう、長寿で健康な地域づくりを進めます。

政策目標 3

安心して暮らせるまちづくり

高齢者が安心して暮らすためには、高齢者やその家族のニーズに応じたサービスの充実が必要となります。そのため、介護サービス等の基盤整備の充実や認知症施策の推進、在宅医療・介護の連携を進めるとともに、地域の実情に応じて地域住民やボランティアなどによる生活支援サービスを充実し、住み慣れた地域で高齢者が自立した生活を継続できる基盤整備を進めます。

図表 3-3-1 千歳市の各日常生活圏域における地域包括ケアシステムのイメージ図



3 計画目標

基本的な政策目標の実現に向けて取り組むべき計画目標は、次のとおりです。

【計画目標（重点取組事項）】

- 計画目標1 地域支援体制の機能強化
- 計画目標2 介護予防・健康づくりの推進
- 計画目標3 医療・介護体制の充実
- 計画目標4 支え合いの地域づくりの推進
- 計画目標5 認知症施策の推進
- 計画目標6 安心して暮らせる環境づくりの推進

計画目標1 地域支援体制の機能強化

地域の総合相談窓口の役割を担う地域包括支援センターを中心として、高齢者に関わる様々な機関・団体・専門職のほか、地域住民や民生委員、ボランティア等が連携しながら、地域ケア会議等の多様な機会を通して、住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、地域支援体制の機能強化を図ります。

計画目標2 介護予防・健康づくりの推進

健康で生きがいのある生活を送り、介護を必要としない生活を続けるためには、食事や運動等、日常の生活習慣による疾病予防、身体機能の維持、老いの進行に対する不安解消や閉じこもり防止等が必要となります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、外出や地域活動に参加する機会が減ったことにより、心身機能が低下している傾向にあることから、要介護状態になること、あるいは要介護状態が重度化することを予防する取組を推進します。

計画目標3 医療・介護体制の充実

医療と介護の両方を必要とする慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、在宅医療と介護連携の推進を図り、地域全体で高齢者を支え合う切れ目のない体制づくりを推進します。

また、介護サービスの需要がさらに高まることが見込まれている一方で、生産年齢人口が減少していくことから介護人材の確保は喫緊の課題となっています。介護サービスの安定的な供給を図るため、福祉・介護人材の確保や人材育成・定着支援を強化します。

計画目標4 支え合いの地域づくりの推進

一人暮らしの高齢者を中心に高齢者世帯が増加している中、医療・介護サービスのみならず、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、高齢者やその家族介護者の日常生活上の支援体制の充実・強化を行います。

また、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進し、高齢者がいきいきとした暮らしができるよう、積極的な社会参加を促し、地域社会の一員として活躍できる活動を支援します。

計画目標5 認知症施策の推進

高齢者数の増加とともに、認知症高齢者の増加も見込まれることから、認知症施策の推進は重要な課題です。

できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくために、介護予防や社会参加等を通じた認知症予防を推進するとともに、早期発見・早期対応に努めます。

また、令和5年6月には、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」という。）」が成立しました。認知症基本法では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、共生社会の実現を目指した基本理念が定められています。

共生社会の実現を推進するため、認知症の人が自らの意志により日常生活を送ることができるよう、周囲や地域が認知症に対する正しい理解を深め、地域で支え合うことができるような認知症施策を推進します。

計画目標6 安心して暮らせる環境づくりの推進

一人暮らしの高齢者の増加に伴い、その生活支援や住まいの確保、災害・感染症対策は高齢者が安心して生活するための重要な課題です。

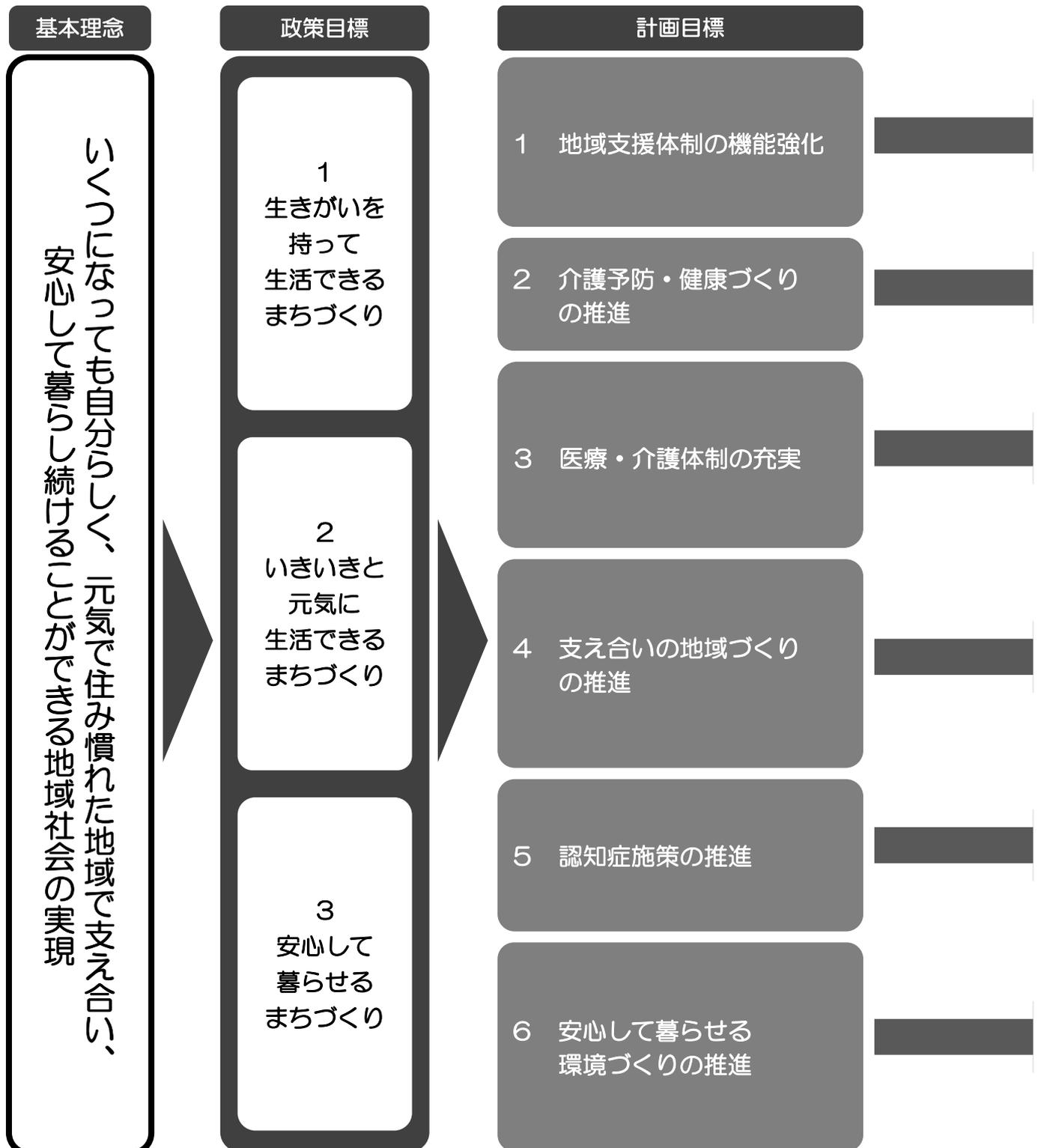
そのため、一人暮らしの高齢者や支援が必要な高齢者の相談体制を充実させ、快適な在宅生活を継続できる取組を行うほか、市営住宅や有料老人ホームをはじめとした、住宅の確保に加え、自然災害や感染症への備えにより高齢者が安心して暮らせる環境づくりを推進します。

また、今後も高齢者虐待防止への取組を進めるとともに、成年後見制度の普及啓発や利用支援、市民後見人の養成を行い、支援を必要とする高齢者が円滑に制度を利用できるよう体制整備を進めます。

第4節 施策の体系

第9期計画では、介護保険給付対象者を含む全ての高齢者を対象とした施策の位置づけと関係を明らかにし、施策全体の体系化を図ることで、保健・医療・福祉分野を中心とした労働、教育、住宅、生活環境等、幅広い分野の施策の効率的な実施を目指します。

施策体系では、基本的な政策目標の実現に向かって、取り組むべき計画目標に対応した施策項目と具体的施策を示します。



施策項目	具体的施策
1 地域包括支援センターの体制強化	(1)総合相談支援業務 (2)権利擁護業務 (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (4)介護予防ケアマネジメント業務
2 地域ケア会議の充実	(1)地域ケア会議の充実
3 相談及び広報体制等の整備	(1)相談体制 (2)広報体制
1 自立支援・介護予防の推進	(1)介護予防・生活支援サービス事業の推進 (2)介護予防ケアマネジメントの推進 (3)認知症予防の推進
2 健康づくりの推進	(1)介護予防普及啓発事業 (2)地域介護予防活動支援事業 (3)地域リハビリテーション活動支援事業
1 介護保険サービス等の充実・強化	(1)介護保険サービスの基盤整備 (2)介護保険サービスの質的向上 (3)介護保険サービスの低所得者対策
2 在宅医療・介護連携の推進	(1)医療と介護の一体的な提供に向けた取組 (2)在宅医療・介護の連携体制整備 (3)在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携
3 介護人材の確保・資質向上及び事業者支援	(1)介護人材の確保・育成 (2)介護 DX の推進
1 生活支援体制整備の推進	(1)生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員) (2)協議体 (3)地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び養成
2 家族介護者等への支援	(1)家族介護者等への相談支援 (2)家族介護用品支給事業
3 生きがいづくりと社会参加の促進	(1)高齢者福祉サービス利用券助成事業(2)敬老祝金贈呈事業 (3)老人クラブ活動
1 早期発見・早期対応の推進	(1)認知症初期集中支援チーム (2)認知症地域支援推進員 (3)若年性認知症施策の推進 (4)認知症ケアパスの普及
2 認知症の人を支える地域づくりの推進	(1)認知症の正しい知識の普及・啓発 (2)認知症の人本人からの発信支援 (3)認知症サポーター養成講座の実施 (4)チームオレンジの構築 (5)認知症家族等への支援や居場所づくり (6)千歳地域 SOS ネットワーク (7)民間企業・大学との連携
1 生活支援体制の充実	(1)在宅支援サービス (2)高齢者福祉施設
2 安心して暮らせる住まいの確保	(1)高齢者世帯向けの特定目的住宅(市営住宅) (2)シルバーハウジング (3)有料老人ホーム (4)サービス付き高齢者向け住宅 (5)低所得高齢者の住まい支援 (6)福祉用具・住宅改修支援
3 人にやさしいまちづくりの促進	(1)防災・感染症対策の推進
4 高齢者の権利擁護の推進	(1)成年後見制度 (2)日常生活自立支援事業の推進 (3)高齢者虐待防止対策の推進